

入札説明書

令和8年4月20日
新潟県総務部人事課

1 入札に付する事項

別紙「令和8年度新潟県ストレスチェック実施業務委託契約書（案）」及び別紙「令和8年度新潟県ストレスチェック実施業務委託仕様書」による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする次の条件のうちいずれか一つを満たしていること。
 - ・ 県の他任命部局におけるストレスチェック業務委託実績があること。
 - ・ 他の都道府県におけるストレスチェック業務委託実績が複数あること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 本入札に参加を希望する者は、令和8年4月23日（木）午後5時までに「入札参加申請書兼資格確認書」（別紙）と下記提出書類を後記13の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。
 - ・ 提出書類 「ストレスチェック実施業務委託実績一覧」
- (2) 審査結果
入札参加申請書兼資格確認書及び提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。
審査結果については、令和8年4月24日（金）午後2時以降に後記13に問い合わせること。

4 開札の日時及び場所

令和8年4月28日（火）午後1時30分 新潟県庁行政庁舎16階 入札室

5 入札及び開札の方法

- (1) 前記4の開札の日時及び場所に参加し、入札書（別添入札書の様式を使用）を提出すること。
なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。
また、入札に参加する際は、次のものを持参すること。
 - ・ 再入札に使用する印鑑
- (2) 落札決定に当たっては、項目ごとの単価に予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には「項目ごとの単価×予定数量の合計額」を記載すること。

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札した場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57条新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

(4) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。

(5) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (4) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (5) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

要

9 契約条項

別添「契約書（案）」による。

10 暴力団等の排除

(1) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報

報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353967278060.html>

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額とする。

入札保証金は、規則第41条に定めるところにより、現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）により入札の際に持参すること。また、規則第42条の定めるところにより、無記名の国債又は地方債、特別の法律により設置された法人の発行する債券、金融機関の保証の担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

12 支払条件

当県が行う検査に合格にした後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 問い合わせ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町7番地2

新潟県商工会館6階

新潟県総務部人事課健康管理室

電話番号 025-280-5029

Eメール ngt010030@pref.niigata.lg.jp